

美浜区町内自治会連絡協議会 令和7年度第3回理事会 議事概要

日 時 令和7年9月24日（水）16時～
場 所 美浜区役所4階 講堂
出 席 者 区連協役員18名
事 務 局 (大森区長)、(長峯副区長)、小倉事務局長、濱田事務局次長、
掛川主査、三橋主任主事、鮎川主事
オブザーバー なし（ただし、市・区連協要望への回答のため関係課が出席）

1 開会 会長挨拶

2 議題

（1）令和7年度市連協要望及び美浜区連協要望への回答について

● 担当課説明

各要望担当課から、資料にそって回答の説明を行った。

● 質疑・意見

① 黒砂水路の河口に水門の設置（第28地区）

■ 区連協理事

新港側の千葉地方卸売市場入口に陸閘はない。新港地区は工業地帯だから浸水があつても仕方がないということか。

水門を海辺に設置すれば陸閘はいらず、また、道路拡幅も可能になるのではないか。

本日の回答を持ち帰り新港地区の方々にも報告をするが、内容がそっけないと感じる。

■ 下水道維持課

防潮施設の整備は千葉県の所管であるため、千葉県に確認したところ、別紙カラー資料のとおり、新港地区は千葉県の保全計画において防潮堤ラインに含まれておらず、防護地区として位置づけられていない。そのため、現時点では陸閘や水門の設置計画はないとの回答であった。

■ 区連協理事

納得できないため、再度要望していく。時代に即した計画の見直しをしてほしい。

■ 下水道維持課

本日お話しのあった内容は、千葉県にも伝えておく。

■ 区連協理事

回答文章中に計画に基づいて整備されておりとの記載があるが、何か月か前に高潮に関する計画のお話しがあったかと思う。

回答中の「計画」は、高潮に関する計画の内容が含まれたものなのか。

■ 危機管理課

回答文章中の計画は、千葉県で作成している「千葉県 東京湾沿岸海岸保全基本計画〔千葉県区間〕」を指している。

高潮に関しては、千葉市危機管理課で実施した千葉市風水害被害想定調査に基づいて、今後作成を予定している、高潮避難計画のことかと思われるが、これは避難に関する計画であり、千葉県の計画とは別で考えていただくものである。

■ 区連協理事

高潮に関する避難計画が作成されるということは、それを踏まえ、未然に高潮による避難を防ぐための千葉県の計画も見直しがされるのか。

■ 危機管理課

千葉市の高潮避難計画はあくまで現在ある施設・設備と現状の浸水想定をもとに、避難が困難な浸水が発生する可能性がある区域からどのように避難すべきかということを示していくものである。千葉県で作成している「千葉県 東京湾沿岸海岸保全基本計画〔千葉県区間〕」とは関係のないものであり、千葉県の計画が千葉市の高潮避難計画をもとに見直しされることはないと考えている。

■ 公園管理課

新港と幸町の間に緑地帯があり、そこに千葉県の防潮堤がある。

ここについては、千葉県において高潮対策の見直しを行い、高洲側から千葉みなと側に向けて防潮堤の嵩上げを進めているところである。

■ 区連協理事

新港側の防潮堤が他より低い。

過去の台風の際、結果的には被害がなく済んだが、実際に浸水があった際は、陸の孤島となってしまう。このあたりを踏まえて検討してほしい。

② 稲毛海岸駅第1駐輪場の取り付け歩道の拡幅について（第29地区）

■ 区連協理事

車道を縮小して歩道を拡幅するということだが、店舗等があり一時的ではあるが駐車する車がある。駐車された場合、幅が更に狭くなるが通行できるのか。

対策をとっていただき非常にありがたいところであるが、自転車の通行帯もあり危険性が増すということはないか。

■ 道路建設課

警察とも協議をした中で、駐車禁止とされているエリアであることから、ルール上は駐車するという前提はないこと、また、仮に駐車車両があった場合でも、現状の幅員と大きな差は生じないことから支障はないと考える。

■ 区連協理事

今のところ大きな事故が起きていないが、事故があつてからでは遅いため思い切って車の通行を禁止するなどの発想をしてもらっても良いと思う。

③ 幕張西5丁目内道路のガードレール延伸、及び横断をさせないための注意喚起看板の設置について（第30地区）

■ 区連協理事

横断防止柵を設置するという回答には感謝する。

スケジュールはどのようになるのか。

■ 中央・美浜土木事務所維持建設課

これから発注となるため、正確には回答できないができる限り早く、今年度若しくは来年度上旬には実施したいと考えている。

■ 区連協理事

看板の設置については横断禁止となっている場所ではないので難しいとの説明をいただいたが、例えば地域側で横断禁止ではなく、危ない・事故につながる可能性があるという内容の注意喚起看板を設置することは可能か。

■ 中央・美浜土木事務所維持建設課

この場で明確に回答はできないが、道路は公共の施設となるため、占用申請を受け認めることができるかということを検討することとなる。

■ 区連協理事

では、占用が可能か確認をしてほしい。

事故が起きてからでは遅いため、未然に防ぐための注意喚起看板の設置が可能か、可能でなければなぜできないのかを教えてほしい。

また、当該位置について、ガードレールがカーブ外側にしか設置されていないが、内側についていない理由はなにか。

■ 中央・美浜土木事務所維持建設課

ガードレールはすべての道路に設置されているものではなく、カーブなどではみ出しをする可能性がある・高低差があるなどの箇所に設置をするものである。

当該位置については、カーブではみ出す可能性があることから外側に設置したものと考えられる。

■ 区連協理事

回答説明の中で、学校での指導・注意喚起をしていくという話しがあったが、これは既にしている。それでも、横断をしてしまうという状況であるため今回要望をした。

■ 区連協理事

30年以上前になるが、幸町でも生徒の横断があった道路のガードレールに注意喚起看板を設置していたことがあった。相当昔の話であり、当時許可されていたかも含め定かではないが、設置をしていた実例はある。

④ 磯辺5丁目空き地（旧磯辺第一小学校跡地）県所有地の活用について（第33地区）

■ 区連協理事

当該跡地の南側には高層マンションが建設されている。

その建設の際は、地区連協で各町内自治会の意見を取りまとめるような体制になつておらず、相当に揉めた経緯がある。

そこで現在は、千葉県との交渉の際は地区連協が表に立ち、関係する町内自治会と共に話しをするという体制になっている。

このため、千葉県は相談なく土地の売却をすることは絶対になく、地区連協と分譲条件などを検討した上で入札に入っている。

当該跡地についても、既に何度かやりとりをしているが、その中で、全ての範囲でなくとも、土地の一部を利用して千葉市がなにかを予定したいとなった場合どのように考えるかという質問をしたところ、最優先で考えるという回答があった。このようなことから、今回要望したものである。

これを踏まえ、それぞれの回答について伺いたい。

まず、防災対策課からの回答について伺いたい。

現状の指定避難所で同地区の想定避難者数をカバーできるとの回答があるが根拠を示してほしい。立場上、町内自治会長に説明する必要がある。

また、回答文章内に新規で公共施設が整備された場合にはとあるが、そのような予定があるのか。

次に、市民総務課からの回答について、既存のコミュニティセンターを利用してほしい旨の回答だが、実態としては、我々の地域から既存コミュニティセンターへ行くことはなかなかない。このようなことから、要望をしたものである。

次に、介護保険事業課からの回答について伺いたい。

旧高洲二中学校跡地に特別養護老人ホームを整備することであるため難しいのかなと思う部分もあるが、美浜区は高齢者が多い一方、土地の価格が高く高齢者施設が少ない傾向にある。

そのような状況からも高洲と磯辺にあっても多すぎるとはならないのではないか。

また、回答文章中に「千葉県に対し、分譲する際の条件として、購入した者が購入後に建設する建物などに在宅高齢者等向けの介護サービスを提供する事業所を誘致することなど要望している」とのことだが、千葉県の誰に伝えているのか。

■ 防災対策課

資料は別途共有させていただくが、まず想定避難者数について、平成29年3月に地震被害想定調査を実施しており、これを活用し避難所や防災備蓄品の整備をしているものである。

磯辺地区における避難者数は、3,070人と想定されている中で、当該地区における避難所の収容可能人数は、6,560人であり充足しているというところである。自宅から近い・遠いはあるが数値としては足りているということ

である。

また、「新規で公共施設が整備された場合には」については、今後整備が予定されているということを示しているものではなく、指定避難所の考え方として公共施設が整備された場合には、その指定を検討するという主旨の回答である。

■ 区連協理事

数値としては充足しているかもしれないが、先ほどの説明にもあったとおり、実際には自宅から離れている場所まで避難することは困難な状況もある。

課題として認識をしておいてほしい。

■ 市民総務課

コミュニティセンターについて、回答文章と同様になってしまふが、既存施設を活用していただきたい。

■ 区連協理事

コミュニティセンターについて、老朽化によりドアが閉まらないなどの状況があるという話しを利用者から聞いている。このあたりを千葉市としてはどのように把握しているのか。

また、建て替えの話はないのか。

■ 市民総務課

多くのコミュニティセンターが老朽化し修繕が必要な箇所が多くなっているが、一度にすべてのコミュニティセンターについての対応をすることは困難である。実際に施設を管理している指定管理者と連絡を密にとり、徐々にではあるが修繕を行うなどの対応をしているところであるため、ご理解いただきたい。

建て替えについては、相当な費用が必要となるものであり、現在はそのような話はない。

■ 介護保険事業課

千葉県から千葉市に対し物件の利活用に関する照会がされるが、その際に文書で回答しているものである。特定の者に伝えているということではない。

昨年度末に意見照会があり、6月に回答をしているが、その内容を踏まえるかは土地所有者である千葉県の判断になる。

■ 区連協理事

保健福祉局長などから千葉県に直接話しをしてもらえないか。

千葉県から正式な回答はあったのか。

■ 介護保険事業課

千葉市として文書で正式に回答をしているものであり、改めて要望をする予定はない。

千葉県から正式な回答があるものではないが、最終的に千葉県がどのように売却にあたる条件を附したのかが回答になる。

■ 区連協理事

介護保険事業課の回答にあった千葉県への要望に関する書類を提供してもらいたい。それを用いてこちらで千葉県と交渉する。

■ 介護保険事業課

単独で回答をしているものではないため、取りまとめ担当課に確認した上で、可能であれば提供する。

⑤ 千葉市立新病院（幕張海浜病院）までのバス運行計画の要請について（第33地区）

■ 区連協理事

バス事業者とヒアリングを重ねているとのことだが、バスの運行計画が決定する前に地元住民の声を聴き、意見のやりとりをすることはできないか。
決定した後では変更できない。

■ 経営企画課

新病院の建設場所は海浜幕張駅から徒歩20分程度の少し離れた位置にあることから、バス等の公共交通の確保が重要であると認識しており、まずは、近隣主要駅からバスを運行してもらえないかと動いているところである。

今回要望をいただいた京葉線3駅のほか総武線駅からの運行についても対応いただけるよう各バス事業者へ話しをしているところである。

運転手不足や経営難などもありすべての要望に対応いただけるかは非常に苦しい部分はあるが、他の説明会等でご要望をいただいたものについても全てバス事業者へ伝えているところである。

来年秋の開院を目指しており、まずは最低限のバス運行の確保を目指していることから出来上がったバス運行計画に対する意見のやりとりをすることは難しいが、細かいご意見があればお伝えいただければバス事業者との協議の中で話しをさせていただく。

■ 区連協理事

住民も関心がある。まんべんなく網羅するのは難しいのは理解しているが、地元住民と意見のやりとりをしながら決めてほしいと思う。

⑥ 千葉市内に設置されている歩道橋の修繕計画について（第38地区）

■ 区連協理事

要望に対する回答内容は今回のもので理解したが、これだけインターネットが発展している中で、検索してもなかなか見つけられないようなページの作り方はいかがかと思う。

長寿命化修繕計画という文言に引っかかりを感じる。予算に限りがあることは理解しているが、既に腐っている箇所もあり、長寿命化を謳うのであればもう少し早く対応した方が良いのではないか。

千葉国道事務所の健全性と千葉市での健全性は同義という認識でよければ、それに沿って対応してほしいと思う。

⑦ 市・区連協要望に対する回答の質の向上、及び進捗等の追伸について（第38地区）

■ 区連協理事

要望内容について、説明が足りなかつた部分があるかと思うので補足させていただく。

公園トイレの構造区分により使用見込期間が決まっていると思うが、建設した年から使用見込期間が経過した施設をどうするのかというところがわかれれば伺いたい。

■ 公園管理課

約6割が30年以上経過した施設である。

老朽化により汚れている・使いづらい状況が多くあることから、トイレの洋式化や一歩進んで建て替えなどを行っているところである。

年数が経過していることから、できるだけ早期に建て替えをしたいところではあるが、なかなか難しいということで、コンクリート造であれば50年、アルミサンドイッチパネルであれば36年、FPRであれば20年、木造であれば36年、更に事前予防的にきちんと手入れをすれば使用見込期間を延ばすことができるだろうということを加味した上で、また利用頻度などを踏まえた上でどのような順番で改修をしてくのかを検討しているものである。

⑧ 幕張海浜公園周辺における防犯対策強化に関する要望（第47地区）

■ 区連協理事

公園内の防犯灯の増設や防犯カメラの設置・稼働状況の可視化について、ほとんど民間に投げているような回答になっているがどのようにイメージしているのか。民間に投げている箇所以外はどのように考えているのか。

また、樹木や植栽の剪定について、剪定いただくことは構わないが、どのように剪定をするのか打ち合わせをしてもらいたい。過去に地域住民より「切りすぎではないか」との話をいただいたことがあるため、この木はこれくらい剪定しないとすぐに伸びてしまうなどはっきりと説明をしておかないといけないのではないかと思う。

防犯ボックスについて設置をしてほしい希望はある一方、難しいというのも理解している。千葉市では設置しませんではなく、実際に困っているということを考えた上でこれに代わる何かがないかなどを教えてほしい。

■ 緑政課

今回、ご要望をいただいた内容のメインとなる箇所は、民間事業者における再整備の範囲であると想定されたため、このように回答をさせていただいた。それ以外の部分についても、今後ご相談をさせていただいた上で検討をしていくという主旨の回答である。

樹木や植栽の剪定について、今回の再整備に伴い大胆に剪定を行う必要が生じる箇所もあることが想定されるため、この場所をこうしようという具体的な対応については改めて相談をさせてもらいたい。

■ 地域安全課

防犯ボックスについて、千葉市内にも星久喜地区に千葉県が設置したものがあったが、人員配置などのコストが大きく発生することから、これ以降千葉市では設置をしない方針としている。

このような中で、どのように防犯活動をしていくかというところであるが、皆様に対応いただくことにはなってしまうが防犯パトロール隊を設立していただき、地域の目で犯罪抑止をしていただくというところを我々としては力を入れており、そのような団体に対して支援をしていくという取り組みをしている。

また、区役所で青色灯点灯によるパトロールを実施していること、千葉県警察と連携し犯罪抑止に取り組み、より重点的に見回りが必要な個所があれば警察に伝え必要な巡回をしていくことなどが我々にできるところと考えている。

■ 区連協理事

いずれも地域住民と話し合いをする場を設けていただきたいと思う。

■ 区連協理事

公園内の防犯街灯は誰が管理しているのか。

■ 公園管理課

まず、一般の生活道路を照らすものを防犯街灯と呼んでいる。

公園内を照らすものは、防犯街灯ではなく照明灯であり公園管理課、実際の維持管理は管轄の公園緑地事務所となる。

公園内の照明は、設計上最低限の照度が保たれるよう設計されているが樹木等が覆っているなどあれば公園緑地事務所に連絡をいただければと思う。

町内自治会などから、公園敷地に防犯街灯を設置させてほしいという話しがあった場合は所定の手続きを行ってもらう。これを公園内の防犯街灯と言われているのかと思うが、これは公園内を照らすものではなく一般の生活道路を照らすものであり、公園管理課、公園緑地事務所で管理するものではない。

■ 区連協理事

公園内を照らす照明に、防犯街灯という概念はないということか。

■ 公園管理課

そのようにご理解いただきたい。

（2）令和7年度視察研修会の日程について

● 事務局説明

本年度の視察研修会開催日を、令和8年1月16日（金）にして良いか、また、視察先は、①むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅むつざわ つどいの郷と②花見川終末処理場とすることでよいかを最終確認した。

なお、視察研修会の案内は改めて各地区連協会長に送付するが、参加者について調整を進めてもらうよう依頼した。

● 区連協理事

承認。

3 その他

特になし

4 閉会

次回理事会は、令和7年度第4回理事会（12月2日（火）16時～）となることを確認した。

以上